

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成26年10月29日（平成26年（行情）諮問第592号）

答申日：平成28年6月27日（平成28年度（行情）答申第154号）

事件名：厚生省初回発行の特種国民年金手帳の認可等について示した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「厚生省初回発行の特種国民年金手帳に伴う認可や認定対象について示した書類」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働省（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成26年7月15日付け厚生労働省発年0715第3号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

国民年金保険最初の取得日

特定市 国民年金被保険者記録連絡票昭和35年10月1日（平成19年6月27日）現在

（国）これまでの年金加入履歴 昭和36年4月1日（平成22年3月）現在

事業所在職期間 昭和29年6月から昭和39年12月 厚生年金被保険者

双方の国民年金資格取得適用が該当しない。

国民年金被保険者に伴う、特種な国民年金手帳発行されている。

手帳表紙「国民年金手帳」「厚生省」

行政において、作成、保有、取得文書存在の有無に係わらず

国民年金手帳発行、手帳記号番号払出の事実は被保険者資格取得登録は揺るぎない確証

被保険者登録の作成，保有，取得，登録公文書作成していなければ虚偽資格取得になり得る。

当時，厚生省が国民年金法施行規則に手帳の様式を省令，その資格適用承認に基づく手帳発行されている。

事実上（現）厚生労働省は，説明責任義務を果たして戴きたい。

当時の国民年金施行制度を起因とする資格取得適用の杜撰な管理態勢から生じた一端を担ったと言っても過言ではない。

当時の行政年金不正行為が今に発覚露呈したものである。

第三者が他人の個人情報駆使，資格を悪用，年金記録に精通した者でなければできない悪逆行為である。その根拠は当該年金手帳払出，資格登録されている。

年金納付記録では通常有り得ない年金記録番号 1 1 桁で区別している。

国民年金最初の資格取得が基礎となるため，適格な年金受給できない弊害に直面，不利益を受けている。

特定市対応

- ・国民年金制度施行当時，在職記録の確認できない場合，国民年金資格取得させていた（市）の口実は適用しない。
- ・社会保険事務所が国民年金保険取得日訂正（昭和40年1月11日）していたので，（市）もそれに合わせて取得日変えた。しかし，元の取得日昭和35年10月1日に戻したい旨
- ・更に，「開示請求」求めても「あなたの情報は永久に出せない」と。平成22年2月16日特定市保険年金課係長が自宅へ伝えに訪れた。平成26年7月15日（付）不開示決定通知書，不開示とした理由「請求された行政文書を取得，作成しておらず保有していないため」（市）の対応の現況は，当時，国民年金法施行管轄していた厚生省の責務において特種年金手帳適用対象者自分，明白にして頂く外ありません。

（市）の隠蔽行為は，在職当時に遡り，所在も不明 当時の住本台帳，個人情報すべて廃棄した。廃棄時期は分からない，と記している。個人情報はされている。

しかし，和歌山西社会保険事務室長と特定市長，行政双方共有の「当時の住所」「申立期間に係る確認調書」平成19年7月27日（付）虚偽公文書作成している。

それを「年金住所」だと特定市は言っている。

社会保険事務所は特定市の問題

特定市は社会保険事務所だと，行政互いに責任転嫁

責任の所在はどこなのか。何処も誰も責任取らない。問われない，では社会的にも許されないこと

平成26年7月15日（付）行政文書不開示決定を取り消し
平成26年6月16日（付）開示請求提出資料、特種国民年金手帳
（写）

当時、厚生省が行政に対し省令、特種年金手帳様式の対象者承認要件

国民年金法施行省令の情報開示、公開を請求します。

因みに、国民年金加入年月日を問わず、自身が保険加入申請した場合、正規な国民年金保険被保険者身分であり、被保険者に該当する適格な国民年金手帳払出、発行されている。

私には、国民年金制度の如何なる、種別、区分の適用対象には成り得ない身分であります。

（2）意見書

この度の「厚生省初回発行の特種国民年金手帳の認可等について示した文書の不開示（不存在）に関する件」

決定を取り消し、開示対象文書の開示を求める異議申立てを行う理由について

開示対象事項は、私に付けられている年金資格は私自身の実録ではなく、第三者の行為による実録が変換喪失、本来の正当な年金受給権を奪取されている。異議申立て事項の開示の求めは、その訂正に直結する最重要事項となりうる内容であります。私が社会保険事務所に問題提起（平成10年10月以降）経過してきました。平成19年以降は、申立人の年金記録は本人自身が「申出。届出。申請」行為による記録であると決定付けられ、その見解の範囲は変わることなく今日に至ってきました。

この度の異議申立てに及ぶ「理由」を理解して戴く意味で16年間の経緯を説明します。

昭和29年6月（入社）～昭和39年12月（退社）

特定会社特定工場に在職、在職期間厚生年金保険被保険者。

平成10年10月満60歳、厚生年金受給年齢到達しましたが、その厚生年金が支給されないことが判明。

在職当時、手渡される給料袋の明細書を見て、昇給すれば厚生年金、健康保険、保険の控除も高くなる。

保険についての知識は、当時この程度でした。しかし保険は自分自身のためのもの労働者の当然の義務との思いは強く理解できていた。

受給年齢到達すれば、必然的に納めてきた年金は受給できるものと確信してきました。

受給についての疑問など考えも及ばなかった。

受給できない理由は何か。社会保険事務所へは、なぜ、どうして、と

何度も理由を求めに行きました。

- ・ 在職していた記録はない。
- ・ 在職はあなたの思い違い

説明の余地はなかった。取り上げてもらえなかった。

平成19年に至り年金記録問題が社会的に表面化した中で、記録を探してほしい出てくるはず、と求め続けました。

平成19年6月4日（付）提出の「厚生年金保険被保険者加入期間照会申出書」用紙が届きました。

「鉛筆で丸印をした所に記入」と記入指定用紙だった。

やっと在職記録を探してもらえるに到ったと用紙提出に行きました。しかし用紙を前に、「この用紙受け付けできない」強く拒否されました。

- ・ 探しても記録は無い。
- ・ 記録が無いから回答できない。理由だった。

この用紙は当事務局から提出を受けたものだと主張の末「置いていけ」だった。

平成19年7月31日（付）保険事務所から「厚生年金の期間照会について（回答）」1枚の用紙が届いた。

「照会のありました期間については下記のとおり調査確認しましたので回答します。なお、この被保険者期間はあなたの基礎年金番号の登録処理を行いましたこととお知らせします」「連絡事項」「昭和29年6月10日から昭和40年1月11日までの期間は脱退手当金を受けているため年金額の計算には算入されません」。

（回答）は基礎年金番号の登録処理の知らせだった。

「脱退手当金を受けているため」意味も理解できない（回答）だった。

「脱退手当金に係る記録は何もない。あなたには気の毒と思うけど、これがこんなに（脱退）と言っている。」

私には見えないパソコン画面をペンで叩く振り、「昔のことであなた忘れるのも無理ないわな」

「脱退手当金」説明の求めは限界だと感じました。

当時、年金記録確認第三者委員会が発足されたことを知り、記録確認のお願いをしたい旨申立て受け付け窓口である保険事務所に申し出ました。

然し「あなたは受け付けできない。第三者委員会申出は私（年金相談室長）がここできめている。あなたは申立てできません。」拒否

しかし、「私は、社会保険事務所で脱退手当金を受けていると言われました。」

第三者委員会申立て理由にするなら受け付ける、と言われ、受けていない脱退手当金、自身が認めることはできません

やむを得ず弁護士の方に相談し、代理人をお願いして、提出に至りました。

申立てに基づく行政の記録が正当か、適格か、申し立て内容の相違の真因は何か、問題提起してきました。然し、脱退手当金を主とする行政保有の年金記録全てが実録保持者の申立人のものとする見解は変わることなく、申立人自身の申出、届出、申請による申立人本人が「発生」させた記録であると「結論」している。

国民年金保険資格取得について

特定市 国民年金被保険者記録連絡票（平成19年6月27日）現在
昭和35年10月1日 国民年金被保険者資格取得日
日本年金機構 「これまでの年金加入記録」平成22年3月23日作
成 昭和36年4月1日国民年金被保険者資格取得日

国民年金法において、被保険者としなない者として、被用者（厚生年金）被保険者を定めている。

双方の資格取得日は在職中にも拘わらず、年金履歴最初の国民年金被保険者登録されている。

被保険者台帳（公的）登録することは、被保険者国民年金手帳、記号番号払出しなければ登録できない。20歳以上であるか、被用者年金加入被保険者ではないか、等在職確認、住民基本台帳登録している個人情報による確認なければ取得させられない。

被保険者個人情報（住所、氏名、生年月日）無くては手帳記号番号払出の行為は成り立たない。

昭和35年10月1日取得日登録は当然国民年金手帳発行

被保険者記号番号払出確定登録したことになり得る。国民年金被保険者資格取得履歴の原点

登録時の記録現存していなければ、被保険者資格取得は虚偽登録になりうる。

年金手帳は保管していた。特定市は証言している。特定市国民年金被保険者票には「手帳保管」の標示印がある。

国民年金手帳記号番号払出時（昭和35年10月、若しくは昭和36年4月）の登録住所。氏名。生年月日。被保険者を明白にすることが（当時の厚生省）の責務であります。

在職当時の国民年金被保険者国民年金手帳記号番号が現在基礎年金番号に継続している。

特定市は国民年金資格取得について。

「国民年金加入手続きの際、厚生年金被保険者証などの標示や申出がない場合、厚生年金加入確認することが難しい状況であり、厚生年金加入期間と重複していることに気づかず国民年金保険資格取得日 昭和3

5年10月1日国民年金被保険者資格の適用事務開始に遡らせたケースと考えられる」昭和35年10月取得日登録事実を封印

退職後に適合された取得日変更（昭和40年1月11日）を元にした見解である。

昭和35年10月1日在職中の厚生年金被保険者自身が「国民年金加入する」申出は有り得ず論外

更に、特種国民年金手帳発行日（昭和40年3月23日）資格取得日とするならば、「昭和35年10月1日（現在）無職でした。」と国民年金加入期間を遡り資格取得日申出これも論外

（社会保険事務所）（特定市）第三者による意図的行為の国民年金資格取得記録作成であると考えます。

その根拠は、該当しない特種制度や資格の導入適用するなど法に外れた資格を付ける無意味な行為は行わない。

特定市の説明は通用しない。退職後、自身が国民年金加入。申出、届出、手続きしていません。

加入手続き関係なく、退職後昭和35年10月1日国民年金被保険者記録継続浮上

国民年金記号番号、未納記録保持させていた。私が在職する限り（未納）期間を継続させていたと考える。

記録の事実は、特定市国民年金被保険者記録連絡票（平成19年6月27日）現在で初めて知るに至りました。

在職期間中の国民年金保険料未納（ミ）

昭和36年から退職までの国民年金保険料未納（ミ）記号は在職中の国民年金被保険者であることを証明するものである。

未納とは「申請免除未納」のこと「申免未納」の保険用語を使っていた。（ミ）記号で記録していた時期がある（保険事務所職員の証言）

保険に加入させた者が、保険料未納なら未納通知は行政の義務、通知があれば記録の違法がすぐわかる。通知できない未納記録である。

未納（ミ）記録について特定市

- ・昭和35年10月1日被保険者適用について、保険料は未納にしていた。
- ・被保険者資格取得させていても、還付に対象する納付はさせていない。
- ・被保険者資格取得させていても、未納だから、本人には実損はさせていない。

（平成21年7月8日）特定市保険年金課係長の説明

国民年金手帳資格と未納（ミ）関連は大である。未納期間適用は特種資格適用するためのものである。

更に、年金給付に係る昭和36年4月～昭和39年12月国民年金加

入月数合計（368）は国民年金被保険者未納期間を合算した数、昭和36年4月～昭和39年12月国民年金被保険者扱い期間であることを（国）の記録が実証している。

在職中厚生年金保険に国民年金被保険者に変更、更にその期間は（未納）期間とする。

国民年金期間として（未納期間）を算入する。しかし「年金加入期間合計」には算入しない「カラクリ未納期間」である。

昭和36年4月～昭和39年12月国民年金未納期間の厚生年金。

昭和36年4月すでに資格が喪失させている状況である。

ならば、厚生年金保険被保険者「月別報酬記録」の提出（開示）は不可欠である。

特種「国民年金手帳」について

年金手帳に年金印紙、検認印、手帳台紙による保険料納付記録としていた。

昭和36年4月から（昭和35年10月1日準備期間発行も同一）初回発行国民年金手帳

一般被保険者は全国統一されていた。手帳の色は水色だった。

水色年金手帳、昭和36年度から～昭和40年度まで納付年度の印字している。

印字している年度（5年間）年度途中で保険に加入した場合、加入年度の納付台紙に印紙貼る余白がある場合、発行される年金手帳は同一手帳となり変わらない。

手帳の損傷や紛失で再発行した場合、手帳表紙に（再）の丸印、一目でそれと判別できる。

昭和36年（初回）発行手帳には、住所記載箇所（都道府県）（郡市区）（町村）（番地）印字している。

住所変更した場合、同一箇所の印字している。

手帳発行県名（和歌山県）印字されている。

初回発行国民年金手帳には、これらの印字を統一作成されている。

年金手帳の発行は、国の法制順守し行政管理に於いてのみ発行可能である。

それが、一般被保険者（初回）発行国民年金手帳と異なる「特種」な手帳が発行されている。

発行年金手帳、一目瞭然、「特種な」手帳である。

色別、区別、印字削除、昭和36年度から記号番号、氏名、生年月日記入する。

国民年金印字、検認台紙が切り取っているため、記録の内容がわからない。

昭和36年度～40年度（5年間）納付年度の印字はあるが、手帳の色が相違している。

住所記載事項印字除外している。変更後住所事項も除外している。

手帳発行県名（和歌山県）印字ではなくスタンプ。

スタンプ印を駆使すれば県名自由に設定できる作成されている。

第2回更新手帳（黄土色）更新手帳に似せている。

しかし、納付年度の印字が違ふ。納付年度の印字がないからこの手帳による昭和41年度以降使用できない。

手帳最終台紙には、昭和41年度から昭和42年3月まで「免除処分する」県知事伝達スタンプ印

その後も免除記録になっている。免除の申出、手続きしていない。

平成19年6月27日（現在）の特定市国民年金被保険者記録連絡票を受けて初めて知った。

更新手帳無用の構図にできている。納めた保険料免除記録になっている。

手帳の正体は何か。行政機関は説明しない。

記号番号払出、手帳発行したのは社会保険事務所、事業所厚生年金保険管轄していたのも社会保険事務所である。

「重複」記録ではなく、「厚生年金」を「特種国民年金」に年金制度をすり替えたと言える。

国民年金手帳は、昭和35年10月発行したものとなりえる。

昭和40年3月9日当該手帳の一部を改正されている。

昭和40年3月は初回発行（5年間）経過 第2回更新手帳発行時期の改正となる。

私に発行した手帳、退職時期に合致させた「昭和40年3月23日」発行日としている。

昭和36年度納付年度印字から昭和40年度納付年度印字の手帳が昭和40年3月23日発行では手帳による納付はできず、退職に符合させるための「発行日」である。

第2回目、更新手帳を兼ね備えたものとしている。免除継続を証明している。

「手帳保管」の記録があり、当該以外に国民年金手帳の交付はされていません。

当該手帳は、いつ、どのようにして、誰が、浮上させたのか私には謎としか言えない。

それは、国民年金加入の申出、届出、手続きの行動していないからです。

自身の行為には記憶は残るものである。どの様な経路を経て、この一

冊の特種国民年金手帳が私の手元の実存するに至ったかはまったくわからない。

平成19年6月までは、手帳保持さえ気に留めることもなかった。

当時、手帳の押印を目にしていたとしても、判読の知力に欠け見過ごしていた。

平成19年6月以降、不可解記録（脱退手当金）回答

保持していた年金手帳を思い出し、直視することによって、記録の実態が徐々に判明の切っ掛けとなりました。

然し、特種な手帳。知事の伝達印。手帳と資格の因果関係

異状な記録確認できるが、それに伴う要因は何か、解明できなかった。手帳が違う。資格が違う。制度も違う。年金記号番号11桁は有り得ない。等々と各行政機関には提起、言及してきました。年金手帳の言及では、年金記録確認第三者委員会への申立てにおいても「委員会が説明する範囲ではない」と拒否

特定市、社会保険事務所、年金機構、総力で阻止、秘事とされてきた。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立ての経緯

(1) 本件異議申立人は、平成26年6月16日付けで、処分庁に対して、法4条1項の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成26年7月15日付け厚生労働省発年0715第3号により原処分を行ったところ、異議申立人がこれを不服として、同年8月1日付け（同月4日受付）で異議申立てを提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し、法9条2項の規定により不開示とした原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

なお、原処分において、「特殊国民年金手帳」とあるのは「特種国民年金手帳」と改めることとする。

3 理由

(1) 本件対象行政文書の特定について

異議申立人からの平成26年6月16日付けの開示請求に対し、当省年金局職員は同月25日に開示対象行政文書の特定を行うため、異議申立人に電話照会を行った。

その結果、異議申立人は、昭和40年に自己に交付された国民年金手帳が、発行年月日が昭和36年4月のものと比べ、色が違うことや印刷されている内容が少し違う等の理由から、正規の国民年金手帳とは違うと考えており、正規のものではない特種な国民年金手帳が自己に交付された理由を知りたいため、その特種国民年金手帳に伴う認可や認定対

象について示した書類の開示を求める旨の回答を得た。なお、異議申立人は、国民年金制度の発足当初、生活困窮者や法定免除者に対しては特種な国民年金手帳を発行することになっていたのではないかと推測しているとのことだった。

(2) 不存在について

昭和40年当時、厚生省（当時）においては、国民年金法施行規則10条により国民年金手帳の様式を示しており、発行時期によって、施行規則の改正等の理由で様式が変わることはあり得るものの、国民年金手帳は国民年金加入者に対して等しく交付されるものであり、特定の者に通常とは異なる国民年金手帳を交付する運用を指示した事実はない。

したがって、異議申立人が指摘する「特種国民年金手帳」が発行された事実について、処分庁は行政文書を保有しておらず、「厚生省初回発行の特種国民年金手帳に伴う認可や認定対象について示した書類」は存在しないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とすべきものである。

(3) 異議申立人の主張について

上記(2)のとおり、特定の者に通常と異なる国民年金手帳を交付する運用を指示していた事実はなく、また、異議申立人は、色の違いを「特種国民年金手帳」と考える理由の一つとしてあげるが、昭和35年10月から昭和49年9月に被保険者資格の取得手続きを行った方に交付している国民年金手帳の色は、水色、茶色、肌色など数種類存在する。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年10月29日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年12月1日 異議申立人から意見書を収受
- ④ 平成28年5月26日 審議
- ⑤ 同年6月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

処分庁は、本件対象文書の開示請求に対し、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分を妥当としている。

異議申立人は原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、以下のとおり説明する。

昭和40年当時、厚生省（当時）においては、国民年金法施行規則10条により国民年金手帳の様式を示しており、発行時期によって、施行規則の改正等の理由で様式が変わることはあり得るものの、国民年金手帳は国民年金加入者に対して等しく交付されるものであり、特定の者に通常とは異なる国民年金手帳を交付する運用を指示した事実はない。

したがって、異議申立人が指摘する「特種国民年金手帳」が発行された事実について、処分庁は行政文書を保有しておらず、「厚生省初回発行の特種国民年金手帳に伴う認可や認定対象について示した書類」は存在しないため、法9条2項の規定に基づき、不開示とすべきものである。

また、異議申立人は、色の違いを「特種国民年金手帳」と考える理由の一つとしてあげるが、昭和35年10月から昭和49年9月に被保険者資格の取得手続を行った方に交付している国民年金手帳の色は、水色、茶色、肌色など数種類存在する。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、以下のとおりであった。

ア 昭和40年当時、国民年金手帳の作成、交付等の事務は、国からの機関委任事務として、都道府県知事の指揮監督の下に都道府県で行われていた。このような状況の下で、国民年金手帳は当時の国民年金法施行規則10条に定める様式に従って作成することとされていた。

イ 異議申立人は、昭和36年発行の国民年金手帳には、住所記載欄及び変更後の住所記載欄に「都道府県」、「郡市区」、「町村」及び「番地」が印刷されているが、異議申立人に交付された昭和40年発行の国民年金手帳には、住所記載欄及び変更後の住所記載欄にこれらのことが印刷されていないことなどから、自分に交付された国民年金手帳は特種な手帳であるとしている。

ウ 国民年金手帳の様式について、国民年金制度の創設時から昭和40年3月8日以前までは、該当する国民年金法施行規則10条に定める様式には住所記載欄及び変更後の住所記載欄に「都道府県」、「郡市区」、「町村」及び「番地」が記載されているが、同月9日に施行された同規則10条に定める様式には住所記載欄及び変更後の住所記載欄にこれらのことが記載されていない。異議申立人に交付された国民年金手帳の発行日は昭和40年3月23日であることから、同月9日に施行された国民年金法施行規則10条に定める様式が適用されることとなる。

このため、異議申立人に交付された国民年金手帳は昭和40年3月9日施行の国民年金法施行規則10条に定める様式に沿って作成されたものであり、特種なものではない。

エ 国民年金手帳は、国民年金加入者に対して等しく交付されるものであり、特定の者に通常と異なる国民年金手帳を交付する運用をしていた事実はなく、異議申立人が主張する特種な国民年金手帳は存在しない。

(3) 当審査会事務局職員をして諮問庁から当時の様式等の提示を受けて内容等を確認させたところ、諮問庁の説明のとおり、昭和40年3月9日に施行された国民年金法施行規則10条に定める様式には住所記載欄及び変更後の住所記載欄に「都道府県」、「郡市区」、「町村」及び「番地」が記載されておらず、また、異議申立人が開示請求書に添付した異議申立人に交付された昭和40年3月23日発行の国民年金手帳は、同規則10条に定める様式に沿ったものであった。

また、上記(2)のとおり、異議申立人が主張する特種な国民年金手帳は存在しないとする諮問庁の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

(4) 以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子